

港北区災害ボランティア連絡会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、港北区災害ボランティア連絡会という。

(目的)

第2条 この会は、災害時に支援活動を行なおうとする個人及び団体で構成する。平常時、分野を超えた幅広い交流等を通し研鑽する中で災害に強いまちを目指した減災活動を推進する。そして災害時、港北区災害ボランティアセンターを開設・運営する。

(事 業)

第3条 この会は、前条に掲げる目的のため、次の事業を行う。

- (1) 災害ボランティアコーディネーターの養成及び支援活動を行うための研修
- (2) 災害ボランティア関係機関や行政との交流と情報交換
- (3) 災害ボランティアの普及及び啓発
- (4) 災害ボランティアセンターの開設及び運営
- (5) そのほか、目的のために必要と認めた事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 この会の会員は、会の目的に賛同した団体及び個人とする。なお、会員は、次の2種とする。

正会員 本会の目的に賛同して入会した団体及び個人

賛助会員 本会の事業を賛助する団体及び個人

2 この会に入会を希望する者は、所定の入会申し込み手続きを経て、定例会で承認される。なお、退会を希望する者は別途に定める退会届を提出するものとする。

3 会員は、以下の年会費を納入しなければならない。又、年度の途中に入会する会員は、入会時に年会費を納入するものとする。

正会員 年額 1口 500円 (2口以上)

賛助会員 年額 A 5,000円 B 10,000円 C 30,000円

4 賛助会員は総会及び定例会に出席できる。ただし議決権は有しない。

第3章 運 営

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計2名
- (4) 書記2名
- (5) 広報2名
- (6) 監査2名

2 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任及び任務)

第6条 役員は総会において選任する。

2 会長は連絡会を代表し、その統括を行う。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときにはその職務を代行する。

4 会計は連絡会の会費を管理し、会計事務を担当する。

5 書記は連絡会の事務を司り、議事録を作成・保存する。(役員会議事録も作成)

- 6 広報は、区役所及び他の団体と情報交換をし、外部へ発信する。
- 7 会長は活動に伴う作業を行うため、必要に応じて作業部会を設置することができる。
- 8 監査は、この会の会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は会員をもって構成し、年1回通常総会を開催する。ただし、必要があるときは臨時総会を開催するものとする

- 2 総会は、会長がこれを招集する。
- 3 総会の議長は、その総会において出席の会員の中から選任する。
- 4 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 前項の場合において、あらかじめ書面をもって付議される事項に意思を表した者は出席者とみなす。
- 6 総会の議事は出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例会)

第8条 定例会は、会員をもって構成し、原則月1回定例会を開催する。

(事務局)

第9条 この会の運営事務を補助するため、社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会に事務局を置く。

第4章 会計

(会計)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2 会計は、年度終了後速やかに決算報告書を作成し、監査を受け、役員会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

第5章 その他

(会則の変更)

第11条 この会の会則を変更しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(委任)

第12条 この会の会則に定めない事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成10年11月26日から施行する。
- 2 この会則は、平成13年6月27日から施行する。
- 3 この会則は、平成15年11月17日から施行する。
- 4 この会則は、平成19年4月18日から施行する。
- 5 この会則は、平成20年4月16日から施行する。
- 6 この会則は、平成21年6月17日から施行する。
- 7 この会則は、平成23年10月19日から施行する。
- 8 この会則は、平成27年1月21日から施行する。